

高年齢者肺炎球菌ワクチン 予防接種のご案内

◆実施期間

平成28年7月4日（月）～平成29年3月30日（木）

◆受付時間（月～木曜日のみ）

【午前】8時30分～11時50分 【午後】1時～3時

◆対象者

広島市在住の方で、

①年度内に65、70、75、80、85、90、95、
100歳を迎える方

②60歳～64歳で、心臓機能障害・腎臓機能障害・呼吸器
機能障害・免疫機能障害に該当される方

《身体障害者手帳及び診断書の提示が必要です。》

※任意接種を含め、肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある人は対象外です。

◆持参物

- ・高年齢者肺炎球菌ワクチン接種券、予診票
- ・健康保険証（後期高齢者医療被保険者証）

◆自己負担金

4,600円

◆上記①②に該当される方で、

- 1.生活保護世帯に属する方…「被保護者証明書」
- 2.市民税の所得割非課税世帯に属する方…「市・県民税課税台帳記載
事項証明書」（世帯全員分が必要）を持参された方は、無料です。

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種ちらし

この制度を利用して、高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けましょう

1 接種対象者

(1) 年度内に65、70、75、80、85、90、95、100歳を迎える方

昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生まれ、昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生まれ
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生まれ、昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生まれ
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日生まれ、大正15年4月2日～昭和2年4月1日生まれ
大正10年4月2日～大正11年4月1日生まれ、大正5年4月2日～大正6年4月1日生まれ

(2) 接種日に60歳～64歳で、一定の心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有し、身体障害者手帳1級に相当する方

※ 広島市に住民登録しており、これまでにこのワクチン(ニューモバックスNP)を接種したことがないことが条件です。
保険証等、住所、年齢が確認できるものを医療機関にお持ちください。

2 接種できる期間

平成28年7月1日(金) から平成29年3月31日(金) まで

3 接種回数

1回。 これまでに、このワクチンを接種したことがある人は対象外となります。

4 接種料金

自己負担金額：4,600円 接種日に医療機関の窓口でお支払いください。

5 自己負担金免除対象者(「1 接種対象者」以外の方は該当しません。)

接種日に医療機関で免除対象であることが確認できる書類が必要です。保険証等、住所・年齢が確認できるものに加え、次の(1)、(2)に該当する方は、あわせて以下のいずれかの書類を医療機関に持参されますと、自己負担金4,600円が免除されます。

(1) 生活保護世帯に属する方

被保護者証明書(夜間・休日等受診用) (空色)

(2) 市民税の所得割非課税世帯に属する方

市民税の所得割非課税世帯に属する方の免除には、次のア、イのいずれかの書類が必要です。

ア 下記の①～⑦のいずれかの書類(①は、カッコ内の条件をご確認ください。)をお持ちの場合

- ① ご自宅へ送付された介護保険料納入通知書
(所得段階が第1～3段階の方のみ。平成28年8月に送付された書類のみ使用可。)
- ② 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(若草色)
- ③ 介護保険負担限度額認定証(ピンク色)
- ④ 介護保険特定負担限度額認定証(ピンク色)
(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証)
- ⑤ 介護保険利用者負担額減額・免除等認定証(レモン色)
(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証)
- ⑥ 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証(空色)
- ⑦ 中国残留邦人等支援給付に係る本人確認証(白色)

イ 上記アの①～⑦の書類のいずれもお持ちでない場合

市・県民税課税台帳記載事項証明書(税額用)(世帯全員分が必要 ※)

※ 住民票上の世帯全員の証明書が必要です。一人でも所得割が課税されていると、減免の対象とはなりませんので、よく確認して証明書を請求してください。

6 予防接種のお問合せ先

・ 各区保健センター健康長寿課

区	TEL	区	TEL
中	082-504-2528	安佐南	082-831-4942
東	082-568-7729	安佐北	082-819-0586
南	082-250-4108	安芸	082-821-2809
西	082-294-6235	佐伯	082-943-9731



・ 広島市健康福祉局保健医療課 (TEL 082-504-2622 Fax 082-504-2258)